



## 『働き方』が変わります！

2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されます

### 1 残業（時間外労働）の上限規制が導入されます

施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。この上限に違反した使用者は、刑事罰が科せられることもあります。

自動車運転業務、建設事業、医師等について、5年間の猶予期間とする（一部の例外有）  
中小企業に対しても、月60時間超の残業には50%の割増賃金率の支払を義務化（2023年4月）

### 2 年次有給休暇の確実な取得が必要です

施行：2019年4月1日～

使用者は、10日以上有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。合わせて、有休管理簿の作成・保存（3年間）が義務付けられています。労働者自身が時季を指定して有休を取得した日数や、企業から有休取得を働きかける有休の計画的付与によって取得した日数も5日間に含まれます。

### 3 正規雇用労働者と非正規雇用労働者間の不合理な待遇差が禁止されます

施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、基本給などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

## 平成30年10月1日から最低賃金が引き上げられます

（事業場で働くすべての労働者について適用されます）

兵庫県 時間額 871円 （844円から引上げ）

大阪府 時間額 936円 （909円から引上げ）

## 相続財産を放棄しても生命保険金は受け取れる？

借金などのマイナスの財産があるなどの理由で相続財産を引き継ぎたくない人は、財産の相続を拒否する「相続放棄」が可能です。

相続放棄をすると一切の財産を引き継ぎませんが、生命保険の保険金は相続財産ではなく受取人のものなので、相続放棄をしても受け取ることが可能です。

相続放棄をした人が受け取る生命保険金には、相続財産と同様に相続税が課税されます。相続税の計算上、生命保険金は法定相続人一人当たり500万円まで非課税とされていますが、相続放棄をした人はこの非課税の枠を使うことはできません。

相続放棄をした本人は非課税枠の適用を受けられませんが、他に相続人がいる場合、その相続人の非課税額を計算する際の「法定相続人の数」には放棄をした人も含めます。仮に相続人が二人で一人が相続放棄をしたとすると、残りの相続人の非課税枠は「500万円×2」で1千万円です。また相続税の基礎控除額の計算式の「3,000万円+600万円×法定相続人の数」の法定相続人にも、相続放棄をした人を含めることとなっています。

## 空家の発生を抑制するための特例措置（空家の譲渡所得3,000万円特別控除）

### 制度の概要

相続または遺贈により取得した被相続人居住用家屋または被相続人居住用家屋の敷地等を、平成28年4月1日から平成31年（2019年）12月31日までの間に売って、一定の要件に当てはまるときは、譲渡所得の金額から最高3,000万円までを控除することができます。

これを、被相続人の居住用財産（空家）に係る譲渡所得の特別控除の特例といいます。

（注）

- ① 被相続人居住用家屋とは、相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋で、次の3つの要件全てに当てはまるものをいいます。
  - イ 昭和56年5月31日以前に建築されたこと。
  - ロ 区分所有建物登記がされている建物でないこと。
  - ハ 相続の開始の直前において被相続人以外に居住をしていた人がいなかったこと。
- ② 被相続人居住用家屋の敷地等とは、相続の開始の直前において被相続人居住用家屋の敷地の用に供されていた土地またはその土地の上に存する権利をいいます。

### 特例を受けるための適用要件

- ① 売った人が、相続または遺贈により被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等を取得したこと。
- ② 次のイまたはロの売却をしたこと。
  - イ 相続または遺贈により取得した被相続人居住用家屋を売るか、被相続人居住用家屋とともに被相続人居住用家屋の敷地等を売ること。
  - ロ 相続または遺贈により取得した被相続人居住用家屋の全部の取壊し等をした後に被相続人居住用家屋の敷地等を売ること。
- ③ 相続の開始のあった日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに売ること。
- ④ 売却代金が1億円以下であること。
- ⑤ 売った家屋や敷地等について他の特例の適用を受けていないこと。
- ⑥ 同一の被相続人から相続または遺贈によって取得した被相続人居住用家屋またその敷地等について、この特例の適用を受けていないこと。
- ⑦ 親子や夫婦など特別の関係がある人に対して売ったものでないこと。

**山地商会・山地工業所**  
代表 山地 均

私は尼崎にて生まれ育ち、大学の冶金学科を卒業後、鉄工業社、熱処理会社、切削工具製造販売会社と職を変わり、昭和60年山地商会として機械工具、切削工具販売の個人事業を始めました。

切削工具製造販売会社はサンドビックというスエーデンのメーカーなのですが、昭和60年ごろの不景気により希望退職募集が行われました。

会社勤めを辞めて個人で商売を行うことに非常に不安があったのですが、知人のすすめもありやってみようと始めたわけです。

始めはそう簡単に購入する会社もなく、やめようと思ったこともあったのですが一年後くらいからバブルが発生しサンドビック時代を知っていた卸会社からの物品購入と直接営業に回っていった製造会社への販売納入ができるようになり徐々に成り立つ

ようになつてきました。そうこうしている時、お客様より特殊切削工具の制作、図面をもらつての部品製作等も手掛けるようになり、現在はこちらの方が主力となつております。

旋削、フライス、穴あけ、熱処理、研磨、放電、ワイヤー、摩擦圧接、溶接製缶等、色々な技術を持つ加工会社と知り合いになり、小指位の物から5m位の大きなものまで製作してもらつて納入しています。

鉄鋼、熱処理、切削工具販売会社での知識が現在の仕事に非常に役立つと思っています。

また、山地工業所は平成10年に、病気のためリタイヤしたい社長が会社を引き受けてくれる人を探していると知人から話がありました。

それは電車の台車を製缶溶接した溶接部をグラインダーにて手入れ作業を行うもので、従業員が6名いる大手製造会社の二次下請けでした。

この手入れ作業は、大変な重労働の仕事ですが引き受けることにしました。

それから20年、従業員が30名になったこともありましたが現在は10名でやっております。

この仕事は人海戦術であり人手不足で募集しても人が集まらず、だんだんと縮小の傾向にあります。

山地商会が、加工を請け負って完成した製品は、人の目につかないものがほとんどですが、次のようなものもあります。

金沢駅前アーケードの屋根がアルミパイプで作られているのですが、そのつなぎ部分の制作。徳山ダムの可動ゲートのヒンジ製作(この時胃潰瘍になる)等です。

個人事業をはじめて30年、人と人のつながりから助けてもらったことが多々ありありがたく思っております。

これからもよろしくお願ひ致します。

尼崎市尾浜町2丁目3-1-806  
06-6427-8807

事務局からのお知らせ

- 年末調整、確定申告に備えて、
- ☆ 生命保険・地震保険・小規模企業共済等の控除証明書
- ☆ 生命保険会社から受け取った年金及び満期保険金の支払証明書の保管をお願いいたします。

事業所におかれましては、従業員の扶養控除申告書の扶養の方の所得等の確認をお願いいたします。



有限会社 宮本豊店 代表取締役社長 宮本 雅裕



戦前、祖父の宮本九一郎氏が、善法寺町で畳の床を製作する宮本産業を営んでおられました。戦時中に畳の製作を進められ、昭和20年4月1日に杭瀬の国道沿いに間口8間(15m弱)の宮本豊店を開業されました。

開業当時は大勢の畳職人かかえておられたそうです。

戦後、日本経済混乱期には、それを乗り越えるため大変な苦労を重ね、昭和29年に現在地の阪急園田駅前に移転され、昭和39年8月に有限会社宮本豊店と法人組織に改組されました。

父の宮本一男氏も昭和28年に18歳で畳職人となり働き、昭和53年45歳で2代目社長として会社を引き継がれました。

現社長である宮本雅裕氏も18歳で畳職人となり父と共に働いてこられました。父の宮本一男氏が平成2年に57歳で若くして亡くなられ、宮本雅裕氏が3代目社長として、1級技能士の資格も有し、現在引き継いでおられます。

東方見聞録



時代の流れで、新しい家屋やマンションでは、畳のない生活が珍しくなくなりましたが、湿度の高い日本において、畳は乾燥した藁草を縫いこんで作るため湿気を吸収、風通しをよくすれば長持ちするし、藁草の香り成分には、気持ち落ち着かせ効果があります。

また畳は衝撃を吸収する効果

があるため生活には快適です。さらに、畳の部屋はリビングとして、寝室として、客間として、さらに人数の増減にも対応でき、2間あれば大広間にもなれ多様に融通が利き、目的が固定化される洋室とは大きく違います。最近では、フローリングに敷く薄手の畳も人気があり、地方では、日本家屋の保存等の見直しも起こりテレビ放映も増えてきているなか、畳文化の良さがおおいに見直しされることを期待していきたいものです。

宮本雅裕社長は、常に快適な生活空間を追求され、建設業の認可も取得し、今ではリフォームの内装事業も実績を挙げておられます。

最後に、「畳表替えや畳交換等畳に関する事や内装に関する事は気軽に相談頂ければ。私たちが快適な生活空間のお手伝いが出て、住む人の笑顔を見ることが一番幸せです」と笑顔で語っておられました。

尼崎市東園田町五丁目一九  
06-6491-9636

畳のお手入れ



畳を長持ちさせるには、こまめな手入れと管理が大切です。

拭き掃除は、晴れた日に、余分な水分を吸収させないように手早く仕上げるのがコツで、特に新しい畳は、ぬれぞうきんで拭くと黒ずむことがあります。必ず乾いたぞうきんでから拭きしてください。

畳の上にカーペットやじゅうたんを敷くと、敷物の材料により畳がむれて畳床まで駄目になったり、下にほこりがたまりダニ等の発生を助長することになります。裏返しは2~3年、表替えは4~5年を目安に行ってください。